

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

2014年(平成26年)12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

藤沢市消防団員等公務災害補償条例(昭和32年藤沢市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「第238号。」を「第238号」に、「第134号。」を「第134号」に改め、同項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

提案理由

この条例を提出したのは、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が制定され、児童扶養手当法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。